



# 農委だより 常総

平成19年8月1日発行  
第3号

〒303-8501

茨城県常総市水海道諏訪町3222-3

電話 0297-23-2111 (代表)

発行／常総市農業委員会

編集／農委だより常総編集委員会



## 『十四年目』の

## 五箇小学校の田植

食農教育を目指した五箇小（佐野功一校長）の田植は、五月十一日全児童参加で、十四回を迎えた。

水田は、元農委の石塚政夫さんから引き続き借り受け、田植は地元農委の橋本武夫・野口久雄の両氏があたった。

田植は腰を曲げてやるので、腰が痛くなるのを忘れ元氣よくやれるよう、「田植祭り唄を歌いながらやった」と橋本武夫さんの話。愛媛県「中予の田植祭り唄」一曲を歌うと児童から拍手があがった。苗の植え方を教わった後、田圃に入り、学年ごと一列に並んで植えた。一年生は初めての泥の感触に「オー」、「キヤー」の歓声を上げていた。途中、杉田市長さんが見えられ、「励ましのあいさつ」があり、児童たちには何かホッとした表情が浮かんでいました。

五・六年生からは早くも秋の稲刈りの楽しみと三世代五箇小まつりで、カレーライスの試食が待ち遠しい声が囁かれていました。

校長さんのお話「田植体験学習を通して児童に勤労の尊さや食べ物大切さなどを実感させると共に、地域の美田を守り後世に引き継げる次世代を育てていければ」と話していました。

(H・N生)

「食料・農業・農村基本計画」のもと、「経営所得安定対策等大綱」が決定され、基本計画実現のため、戦後農政最大の改革である「品目横断的経営安定対策」が導入され、認定農業者等担い手の育成・確保や担い手への農地利用集積を進めることが重要です。このために農業委員会系統組織が果たすべき役割と責任は重く、「行動する農業委員会」として期待されています。

本県においては、茨城農業改革が5年目を迎え後期対策に入り、競争力のある産地づくりと茨城農業を支える担い手の育成等を重点に揚げて、関係機関・団体とが一丸となって推進しているところです。

こうした情勢の中、農業委員会系統組織では、優良農地の確保と有効利用、担い手の確保・育成等を重点とし、「農地と担い手を守り活かす運動」を展開しているところです。とりわけ、本年度は、担い手対策を重点課題として位置付け、担い手育成のための具体的な支援・施策を充実し、担い手への面的農地利用集積の推進、優良農地の確保対策、担い手の経営体質の強化を図ることが重要です。

このため、県内の農業委員会と認定農業者等との意見交換の積み上げをもとに、担い手・農地対策を柱とする施策提案を行うとともに、県西地区の農政対策会議が、去る5月24日当市において開催され、各地区の認定農業者から次のような意見が出されました。



- 1 認定農業者組織があるが、入会して何のメリットがあるか問われる。分科会を設置し活動しているが、野菜も施設型・路地とさらに作物が違い苦慮しており、活動が見えてこないのが現状だ。
- 2 制度資金を活用するときには、認定農業者制度は必要ではないかという風潮がある。
- 3 後継者は増えているが、経営をどうして行くのか。20代後半で独立していく場合、融資制度を活用することが重要であるため、認定農業者制度の周知が重要だ。
- 4 環境を守る中で集落座談会を開催し、遊休農地の解消や管理について話し合えないものか。排水や用水路が埋まってしまうこともあり得る。
- 5 トマトの県組織がない。町だけの活動になっているのが残念。病気等が入った場合情報がないのも問題。
- 6 病気は県全体の問題であり、部門別に県の組織があってもいいのではないか。
- 7 部門別代表者が話し合える県の場合作りが重要。
- 8 農業者年金について、認定農業者に対する支援措置はあるが、経営委譲する場合、後継者がいないと全額対象にならない。今の農業者を対象とする制度であるなら、後継者がいなくても支給されるよう制度を変えるべきではないか。
- 9 個々の認定農業者に対する支援、個々の経営の安定化を図れる支援策を望む。
- 10 担い手への支援策として、青色申告は重要であり、簿記の記帳指導も重要である。
- 11 担い手が育たないのは、再生産できる価格で農産物が売れないことも要因のひとつであると考え。



# 食料自給率12%への道

## 日豪FTA



本市農業委員会は、昨年の12月に意見書を採用。総理大臣ならびに農水大臣宛に提出しました。

日豪FTA協定によってどのような影響が出るのか、農水省の推計から見てみますと、牛肉・乳製品・小麦・砂糖の主要4品目で約8000億円とあります。

製粉業・精製糖業等の関連産業さらには雇用・地域経済への影響を考えると大変なことです。

コメについては干ばつの問題があるので多くは作れないだろうとの見方ですが、油断はできません。

この段階で食料自給率は30%になるだろうと推計しています。自給率45%を目指して国内農業の振興を図るはずが、日豪FTAを結ばばまったく逆の道です。

さらに、直接農家に800億円の影響が出るだろうと推計しながら、「品目横断的経営安定対策」での内外格差の補填には4000億円の予算しか推計していません。

また、日豪FTA協定を結んだとしたら、米・加・NZなども黙ってはいない。同等のことを要求してくるのは目に見えています。

農水省が政府諮問機関に求められ7年2月に出した「国境措置（関税）を撤廃した場合の国内農業等への影響」では作付面積は272万ha減少して耕地面積の6割にも及ぶとしています。農業生産の減少は1.82兆円、農産加工業1.5兆円の減、食糧自給率は12%。これが日豪FTA協定を結んだ将来の姿です。

これは国土の安全という面でも問題です。水田は自然なダムとして機能していますが、洪水防止67%減、河川流況90%減、地下水涵養90%減、土壌浸食防止59%減。これでは国土崩壊です。農水省も「国境措置の撤廃の是非は、わが国の食料安定供給や農業のあり方に止まらず、この国のかたち日本人の生き方そのものに大きく関わる。」と、政府諮問機関に注文しています。

食料の安全・安定供給ということではいまでもありません。いまでも食料純輸入国として、中国の157億ドル、ロシア102億ドル、韓国85億ドルをダンツ引き離し日本は396億ドルです。これ以上国内の農業を苦しめるFTA・EPAには慎重の上にも慎重にと建議したものです。

日豪の経済強化の方策の検討を目的として、政府間で「日豪経済強化に関する共同研究」が進められているが、共同研究の取りまとめの期限を前倒しにし、FTA締結交渉を今後始めることに合意した。

しかしながら、豪州からの輸入状況を見ると、農林水産物輸入の占める割合が高く、しかもわが国にとって極めて重要な品目が多く含まれているのが実態である。このため、豪州との間では、農産物の取扱いが焦点となるのは必至であり、その取扱い如何によっては、日本農業に壊滅的な打撃を与える恐れがあることから、以下の事項について適切な対応を強く要請する。

### 記

- 重要品目に対する例外措置の確保  
豪州は、現在WTOのルール交渉の場においては、FTAの締結について極めて厳格なルールを主張し、重要品目も含めた関税撤廃を強く求めてくることは必至である。このため、わが国の重要品目に対する例外措置など、具体的な内容が明確にされない限り交渉に入るべきではない。
- わが国農業の崩壊につながる重要品目の関税撤廃を断固拒否  
わが国農業は、戦後農政の大転換を決定し、19年度からの実施に向け生産現場は現在、担い手育成や構造改革の取り組みに懸命に努力しているところである。このような中で、わが国にとって、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要な品目の関税撤廃を行うことは、こうした改革の努力を無にし、食料自給率の低下を招き、わが国農業を崩壊させることにつながるものであり、そのような要求は断固拒否すべきである。
- WTO農業交渉に対するわが国の主張に基づいた対応の確保  
これまでわが国は、「農業の多面的機能の発揮」と「多様な農業の共存」等の観点から、十分な数の重要品目の確保とその柔軟な取扱い、また、上限関税の絶対阻止を主張し続けている状況にあり、これまでのWTO交渉における基本的な考え方に基づいた整合性のある適切な対応を行うべきである。  
以上、農業委員会等に関する法律第6条3項の規定により意見書を提出する。

平成18年12月27日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿

茨城県常総市農業委員会

## EPAとFTA

EPA（経済連携協定）は、2つの国や地域が関税の段階的削減や撤廃を約束するFTA（自由貿易協定）を核に、より幅広い経済的な連携を結ぶものです。物やサービスを限らず、投資や知的財産権、協力も含まれる。現在、日豪間で共同研究を行っているのはEPAだが、市場開放による国内産業への打撃を指摘する場合には日豪FTAと表現する場合が多い。日本が締結したEPAで発効しているのは、シンガポール、メキシコ、マレーシアの3か国、フィリピンは合意、タイ、チリ、インドネシアは大筋合意。



# 家族経営協定でステップアップ!

## 1 家族経営協定って何?

家族経営協定は、経営の方針や家族一人ひとりの役割、働きやすい環境づくりなどについて家族みんなで話し合いながら取り決める“家族のルール”です。

## 2 家族経営協定はどんな人が取り組んでいるの?

家族経営協定は平成15年の調査によると25,151戸の農家に取り組んでいます。そのうち、7割以上が法人や認定農業者となっています。当市では70戸の農家が協定を締結し、農業経営を行っています。

## 3 なぜ家族経営協定が必要なのか?

農業の太宗を占める家族経営は、仕事と生活をする場が同じであったり、家計と経営が未分離なことが多いことから、報酬や就業条件などがあいまいであり、そこからさまざまな不満やストレスも生まれがちです。

一人ひとりの能力を活かしながら、それぞれが意欲を持って働くためには、家族が日頃、疑問に思っていることや、将来の計画、一人ひとりが果たすべき役割などを家族でよく話し合い、よりよい経営にしていくための方針を明確にしていくことが重要と思われます。

## 4 家族経営協定に関する制度的メリットや要件!

家族経営協定を締結し経営に参画している女性農業者に対しては、農業者年金、農業改良資金等の制度において、次のような措置が講じられています。

### ◎認定農業者制度

実質的に共同経営を行っている場合、家族経営協定の締結等を要件に、夫婦等による認定農業者の認定の共同申請を認めている。

### ◎農業者年金

意欲ある担い手に対する新たな措置として、農業者年金の被保険者であって認定農業者、青色申告者等の意欲ある担い手と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者、後継者が所定の要件を満たせば、基本となる保険料(20,000円)に対し一定割合の国庫助成(政策支援)が行われる。

### ◎農業改良資金

平成14年度に改正した農業改良資金においては、個別経営で加工分野・新作物分野・新技術にチャレンジしようとしている配偶者が当該資金の貸付を受けようとする場合、家族経営協定を締結していることを要件の一つとしている。

今回訪問しましたのは、川又町で花栽培を一町歩、水稲を八反歩耕作している草間昭一さん宅です。  
「今のところはゼラニウムが主ですが」(写真)、と案内されたハウスには赤白の花が咲き誇っていました。また、トゲの無い薔薇の苗のところには、最近導入した乾燥感知センサーで自動散水・止水する装置もあり、省力化にも力を入れているそうです。石油製品の高騰で厳しいと言いつつも、市場で「草間さんの花は良いね」と言われると作り甲斐があると顔をほころばせました。  
水稲はEM有機農法で作る研究熱心さもあり、直接消費者からの引き合いで捌けてしまうそうです。



家族四人とパートさん三人で今日も頑張る篤農家です。



営農と暮らしに役立つ

全国農業新聞

全国農業新聞は、  
がんばる農業者のみなさんを  
応援します

発行日 毎週金曜日

講読料 一カ月六百元

申し込みは農業委員会へ

事務局または地域の農業

委員へ